

令和5年6月14日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
宮城県原子力安全対策課横田浩志課長 殿

令和5年5月26日の要請書質疑応答会合に関する追加質問について

令和5年5月26日に「女川原子力発電所の重大事故を防ぐため監視監督を徹底すること宮城県や周辺県民を守るため宮城県として主体的かつ積極的な厳重監視を求める再要請書（要請）」を市民6団体で提出し会合が開催されました。
会合の場を設定していただきありがとうございました。しかし会合時間が短く、要請の各項目について意見交換ができないままであり、また質問に答えていない項目がありました。改めて以下要請書Ⅱ 質問書 ①東北電力ホームページ「女川原子力発電所の状況について（2022年8月分）」の（別紙1）「女川原子力発電所1号機の状況について（2022年8月分）」に係る質問の1）～4）について質問いたしますのでご回答をお願いします。

原対号外

令和5年7月25日

女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション 篠原弘典 殿

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫 殿

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課長（公印省略）

令和5年5月26日の要請書質疑応答会合に関する追加質問について（回答）

令和5年6月14日付けで提出のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

原子力安全対策班 担当：伊藤

TEL:022-211-2607

FAX:022-211-2695

Mail:gentaia@pref.miyagi.lg.jp

質問1 1号機は現在廃止措置の第1段階（8年間）中であり「燃料搬出」が項目の最初に記載されています。き裂事故は「休止中」ではなく「待機中の損傷」のはずです。電源を切っているから「休止中」で国へ報告しないとは、稼働中でも電源を切っている設備や危機は休止中になってしまいます。浜岡原発では通報該当事故となっていますが、県から国へ確認をしてはどうでしょうか。見解をお願いします。

回答：本件については、令和5年1月26日に原子力規制庁が東北電力と面談を行った結果、法令報告対象外との事業者判断で問題ないことを確認したと聞いております。

コメント：「令和5年1月26日に原子力規制庁が東北電力と面談を行い、法令報告対象外との東北電力判断で問題なし」とされたと聞いているので確認の必要がない。との回答でした。宮城県はこの面談記録を確認せずに「聞いております」とするものであり、原子力安全対策課として天井クレーンに亀裂が入り、使用済燃料の取出しができない事態を危険な事故とみなしていない姿勢であることがわかります。電力の回答の受け売りであり、

主体性や責任感がなく、県民を守る強い意志が全く感じられません。

質問2 支持台座の基準地震動は580ガルで耐震補強したとのこと、昨年3月16日の地震は1号機地下2階で震度5強367.5ガルと答えあり。これでは580ガルの耐震が367.5ガルの地震に耐えることができずき裂が入ったことになります。市民と電力との会合では「一回の地震でき裂が出たのか過去からの地震の影響かそこまでは原因不明」との回答がありました。き裂の原因をあいまいにせず科学的に明らかにすることを求めてはどうでしょうか。原因を明らかにせずに済ますことは、2号機、3号機への影響も考えられることから今後同様な事故防止のためにならないのではないのでしょうか。見解をお願いします。

回答：天井クレーンの亀裂につきましては令和4年3月16日の地震の揺れにより発生したものと推定していると報告を受けております。

なお、地震による天井クレーンへの影響について、クレーン自体が落下しないという求められる性能は発揮しましたが、地震に対する施設の安全性をさらに向上させ、安全上重要な機能が損なわれることのないよう東北電力に引き続き求めてまいります。

コメント：クレーン台車亀裂の原因は令和4年3月16日の地震の揺れにより発生したものと推定とすることに耐震性との関係であり、電力も私達との意見交換会ではっきりしていないと答えています。これに対し、電力報告の受け売り回答でした。依然として亀裂の発生原因については明らかにされていません。県は私達の疑問に応えようとする姿勢ではなく原因をあいまいのままで済まそうとする無責任な回答です。安全上重要な機能が損なわれているのにかかわらず「安全上重要な機能が損なわれることのないよう東北電力に引き続き求めてまいります」と、質問をきちんと受け止め回答する姿勢がありません。県民の安全のため監視しようとする本来の姿勢が見られません。

質問3 電力は今秋までに台座を交換する計画であることを聞いております。交換する台座の耐震については県は把握していますか。安全上重要な機器の台座を国の許可を得ずに交換しても構わないものでしょうか。監督官庁へ報告せずに済ますような姿勢は安全をないがしろにする危険な姿勢ではないのでしょうか。見解をお願いします。

回答：本件については原子力規制庁による原子力規制検査で継続的に確認されていると承知しております。

コメント：交換する台座の耐震はいかほどかの質問に答えず、原子力規制庁が検査で継続的に確認しているから、県は国にお任せで、問合せもせずに現状維持で大丈夫という安易さです。原子力規制検査の記録を確認しているのか疑問です。福島第一原発事故は県がもっと津波などの想定を踏まえ安全を求めていたならば、あのような事故を防げたと思われませんが、そのような原点に立ち返る姿勢もないようだ。全く信頼できない機関であることがわかった。

質問4 県はクレーンの固有周期は商業機密に係る約定があり非公開とされているとの電力からの回答をそのまま答えとしております。県は商業機密の定義や約定について確認し

ていますか。重大事故になると大きな被害を受ける人々の知る権利よりも商業機密が重要なのかとする私達の間で答えておりません。以上見解をお願いします。

回答：当該情報は国の審査においても関係法令に基づき商業機密に該当するため非公開とされていることを確認しております。

コメント：原発天井クレーンの固有周期が商業機密に該当する関係法令は聞いたことがないが、「確認している」とあり、そのような法律がどこに出ているか問合せをみたい。商業機密の定義や約定について確認しているか、人々の知る権利より商業機密のほうが重要かには答えていない。質問にきちっと答えていない。

問5 天井クレーンは重量物を吊った状態の際の耐震について設計で確認されていないと技術者から聞いていますが、県から国や電力へこのことについて確認していただけますか。

回答：原子炉建屋天井クレーンに要求される安全機能は、燃料プール等へ波及影響を及ぼさないことを目的としたクレーン本体の落下防止機能、吊り上げた燃料の落下防止機能であり、東北電力より、安全機能が確保されていると聞いております。

コメント：クレーンの本来の業務である重量物吊り上げ時の耐震について検討がなされていないとの情報による質問です。私達が東北電力との意見交換の場で質問したときには、明確な答えがありませんでした。電力が答えられなかった内容について、県が国へ問い合わせすることもなく「安全機能が確保されている」と東北電力の受け売り回答でした。以上です。

まとめ：追加質問のどれにも真摯に答えようとする姿勢が見られませんでした。宮城県当局には世界一地震の影響を受けやすいと言われる女川原発の現実を直視し、周辺広域で暮らす多くの人々の安全・安心を守る使命を自覚し主体的かつ率先して取り組む姿勢が求められています。しかし、回答を見てわかるように、原発重大事故の危機意識に欠け、東北電力の受け売り、原子力規制委員会任せの規制に終始したものでした。福島第一原発事故の教訓として、東電へ福島県当局の厳しい津波対策介入があれば、あのような重大事故を防げたのではないかという思いがあります。現在の宮城県当局の姿勢では重大事故事前阻止の力に全くなりません。私達への対応を見るとき、女川原発で重大事故が現実になる危機意識が増すばかりです。今後女川町、石巻市へ働きかけをする予定ですが、重大事故を防ぐためには最終的には市民が声を挙げ続けていくより他ありません。

.....

- 回答先 ○ 女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション 篠原弘典
〒981-8007 宮城県仙台市
TEL&FAX 022-373-7000 non239@jcom.home.ne.jp
- 三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫
〒020-0004岩手県盛岡市
TEL&FAX019-661-1002 hgf01360@nifty.com